

○弘前市附属機関設置条例（平成26年3月20日弘前市条例第2号）

弘前市附属機関設置条例

平成26年3月20日
弘前市条例第2号

(趣旨)

第1条 地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関の設置については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 市に附属機関を設置し、その名称、担任する事務、委員の構成、定数及び任期は、別表のとおりとする。

(委員の委嘱等)

第3条 委員は、別表の委員の構成欄に掲げる者のうちから市長（教育委員会に設置する附属機関にあっては教育委員会）が委嘱又は任命する。

(職務権限)

第4条 別表に掲げる附属機関は、同表の担任する事務の欄にそれぞれ定める事務について調停、審査、審議又は調査等を行う。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営等に関し必要な事項は、市規則及び教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(弘前市情報公開・個人情報保護審査会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 弘前市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年弘前市条例第21号）
- (2) 弘前市特別職報酬等審議会条例（平成18年弘前市条例第37号）
- (3) 弘前市社会福祉問題対策協議会条例（平成18年弘前市条例第99号）
- (4) 弘前市予防接種健康被害調査委員会条例（平成18年弘前市条例第125号）
- (5) 弘前市都市公園管理審議会設置条例（平成18年弘前市条例第151号）
- (6) 弘前市総合計画審議会条例（平成19年弘前市条例第1号）
- (7) 弘前市農政審議会条例（平成19年弘前市条例第7号）
- (8) 弘前市自治基本条例市民検討委員会条例（平成24年弘前市条例第3号）

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に設置されている機関は、この条例により設置された機関となり、同一性を持って存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に委員に委嘱又は任命されている者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に第3条の規定により委員に委嘱又は任命された者とみなす。この場合において、当該委嘱又は任命されたものとみなされる委員の任期は、別表の規定にかかわらず、施行日における委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

別表（第2条、第3条、第4条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	定数	任期
弘前市総合計画審議会	総合計画の策定及び変更等に関すること。	(1) 学識経験のある者 (2) 公共的団体等の推薦を受けた者 (3) 公募による市民	20人以内	4年
弘前市市民	アクションプランの7つの	(1) 学識経験のある者	8人以内	委嘱の日か

評価会議	約束及び個別施策の達成状況の評価等に関すること。	(2) 各種団体を代表する者 (3) 公募による市民		ら翌年度の末日まで
弘前圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会	弘前圏域定住自立圏共生ビジョンの策定及び変更等に関すること。	(1) 学識経験のある者 (2) 弘前圏域定住自立圏共生ビジョンの取組内容に関連する団体等を代表する者 (3) 公募による市民	20人以内	委嘱の日から翌年度の末日まで
弘前市第三セクター評価委員会	第三セクターの経営状況及び業務執行状況等の点検評価に関すること。	(1) 学識経験のある者 (2) 会計専門家 (3) 法律専門家等 (4) 企業経営者	4人以内	2年
弘前市特別職報酬等審議会	議員報酬の額並びに市長及び副市長（以下「市長等」という。）の給料の額並びに市長等の退職手当の額に関すること。	(1) 知識経験のある者 (2) 公共的団体等を代表する者 (3) 公募による市民 (4) その他市長が必要と認める者	10人以内	委嘱の日から審議等の終了まで
弘前市情報公開・個人情報保護審査会	弘前市情報公開条例（平成18年弘前市条例第19号）又は弘前市個人情報保護条例（平成18年弘前市条例第20号）の規定により決定した開示決定等に対する不服申立て等に関すること。	学識経験のある者	5人以内	2年
弘前市自治基本条例市民検討委員会	自治基本条例の制定に関すること。	(1) 知識経験のある者 (2) 公共的団体等の推薦を受けた者 (3) その他市長が必要と認める者	12人以内	委嘱の日から審議等の終了まで
弘前市まちづくり1%システム審査委員会	(1) 弘前市市民参加型まちづくり1%システム（以下「1%システム」という。）の制度に関すること。 (2) 1%システムの対象事業の審査に関すること。 (3) 1%システムの適正化に関すること。	(1) 学識経験のある者 (2) 公共的団体等の推薦を受けた者 (3) 公募による市民 (4) その他市長が必要と認める者	15人以内	2年
弘前市男女共同参画プラン懇話会	弘前市男女共同参画プランに関すること。	(1) 知識経験のある者 (2) 公募による市民	5人以内	委嘱の日から平成28年度末日まで
弘前市社会福祉問題対策協議会	社会福祉施策全般における諸問題に関すること。	(1) 市議会の議員 (2) 知識経験のある者 (3) 公共的団体等を代表する者 (4) 関係行政機関の職員 (5) 公募による市民	15人以内	2年

弘前市成年後見支援協議会	(1) 成年後見制度の活用のための情報交換及び関係機関の連携に関すること。 (2) 成年後見制度の活用に関する諸課題の検討に関すること。 (3) 市長申立て及び成年後見制度利用支援事業の活用に関すること。 (4) 市民後見に関すること。 (5) その他成年後見制度等に関すること。	(1) 司法関係者 (2) 医療関係者 (3) 社会福祉関係者 (4) 関係行政機関の職員 (5) 市の職員	12人以内	2年
弘前市地域自立支援協議会	(1) 困難事例への対応のあり方に関すること。 (2) 相談支援事業の運営に関すること。 (3) 地域の関係機関による連携体制の構築等に関すること。 (4) その他障害福祉に関すること。	(1) 相談支援事業者 (2) 障害福祉サービス事業者 (3) 保健・医療関係者 (4) 教育関係者 (5) 企業関係者 (6) 高齢者介護関係者 (7) 障害者団体関係者 (8) 権利擁護関係者 (9) 学識経験のある者 (10) 関係行政機関の職員	20人以内	2年
弘前市子ども・子育て支援推進協議会	次世代育成支援対策の推進に関すること。	(1) 学識経験のある者 (2) 関係行政機関の職員 (3) 関係団体を代表する者 (4) 公募による市民	22人以内	2年
弘前市少年相談センター運営協議会	弘前市少年相談センターの運営に関すること。	(1) 関係団体を代表する者 (2) 関係行政機関の職員	20人以内	2年
弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画審議会	弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に関すること。	(1) 学識経験のある者 (2) 保健医療関係者 (3) 福祉関係者 (4) 介護保険被保険者を代表する者 (5) 公募による市民 (6) その他市長が必要と認める者	16人以内	委嘱の日から計画策定等年度の末日まで
弘前市福祉有償運送運営協議会	福祉有償運送を行うための登録の申請等に関すること。	(1) タクシー事業関係者 (2) 福祉有償運送を利用する立場にある者 (3) 青森運輸支局長の指名を受けた職員 (4) 福祉有償運送事業関係者	10人以内	2年

		(5) 学識経験のある者 (6) 市の職員 (7) その他市長が必要と認める者		
弘前市養護老人ホーム入所判定会議	養護老人ホームへの入所措置等に係る要否の判定に関すること。	(1) 養護老人ホームを代表する者 (2) 市の嘱託医師 (3) 市の職員(前号に掲げる者を除く。)	5人以内	1年
弘前市予防接種健康被害調査委員会	予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定に基づく予防接種等による健康被害の適正かつ円滑な処理に関すること。	(1) 弘前市医師会の推薦を受けた医師 (2) 青森県知事の推薦を受けた専門医師 (3) 弘前保健所長 (4) 市の職員 (5) その他市長が必要と認める者	10人以内	委嘱又は任命の日から審議等の終了まで
弘前市農政審議会	(1) 農林業計画に関すること。 (2) 農林行政について市が提出する意見に関すること。 (3) その他市長が農林行政上必要と認めること。	(1) 知識経験のある者 (2) 関係行政機関の職員 (3) 農業関係団体を代表する者 (4) 農業以外の団体を代表する者 (5) 農業者を代表する者 (6) その他市長が必要と認める者	20人以内	2年
弘前市都市計画マスタープラン検討会議	都市計画に関する基本的な方針の検討に関すること。	(1) 学識経験のある者 (2) 公共的団体等を代表する者 (3) 公募による市民	15人以内	委嘱の日から基本方針の策定まで
弘前市歴史的風致維持向上計画推進協議会	歴史的風致維持向上計画に関すること。	(1) 学識経験のある者 (2) 重要文化財建造物等の所有者等 (3) 青森県の職員 (4) 公共的団体等を代表する者 (5) 公募による市民 (6) 市の職員	15人以内	2年
弘前市都市公園管理審議会	都市公園の運営及び管理に関すること。	(1) 市議会の議員 (2) 知識経験のある者 (3) 関係団体の長の推薦を受けた者 (4) 公募による市民	16人以内	2年
弘前城跡本丸石垣修理事業委員会	弘前城跡本丸石垣修理事業に関すること。	知識経験のある者	8人以内	4年
弘前城跡本丸石垣発掘調査委員会	弘前城跡本丸石垣修理事業に伴う発掘調査に関すること。	知識経験のある者	6人以内	4年

弘前城跡整備指導委員会	弘前城跡の整備に関すること。	(1) 知識経験のある者 (2) 関係団体の長の推薦を受けた者	8人以内	4年
-------------	----------------	------------------------------------	------	----

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	定数	任期
ひろさき教育創生市民会議	教育の振興に関すること。	(1) 学識経験のある者 (2) 教育関係団体の推薦を受けた者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 公募による市民 (5) 教育委員会委員長 (6) その他教育委員会が必要と認める者	40人以内	2年
弘前市立小・中学校通学区域改編協議会	通学区域の新設、改廃等に関すること。	(1) 学識経験のある者 (2) 教育関係団体の推薦を受けた者 (3) 公募による市民 (4) その他教育委員会が必要と認める者	12人以内	委嘱の日から審議等の終了まで
弘前市学校給食審議会	学校給食に関すること。	(1) 弘前地区小学校長会会長の推薦を受けた者 (2) 弘前地区中学校長会会長の推薦を受けた者 (3) 弘前市連合父母と教師の会会長の推薦を受けた者 (4) 弘前市学校給食主任会会長の推薦を受けた者 (5) 弘前市学校保健会会長の推薦を受けた者 (6) 弘前市学校薬剤師会会長の推薦を受けた者 (7) 青森県中南地域県民局地域健康福祉部保健総室長の推薦を受けた者 (8) 学識経験のある者 (9) 農業関係団体を代表する者 (10) 公募による市民	15人以内	委嘱の日から委嘱した日の属する年度の末日まで
弘前市教育支援委員会	市内に住所を有する就学予定者及び市が設置する小学校又は中学校に転学し、又は在学する者のうち障がいがある、又は疑われる者に係る教育的ニーズに応じた支援体制、教育内容等に関すること。	(1) 医師 (2) 市立小学校又は中学校の教員 (3) 特別支援学校の職員 (4) 青森県弘前児童相談所の職員 (5) 学識経験のある者又は関係行政機関の職員	20人以内	2年

		(6) 市の職員 (7) その他教育委員会が 必要と認める者		
史跡津軽氏 城跡堀越城 跡整備指導 委員会	史跡津軽氏城跡堀越城跡の 整備に関する事。	(1) 学識経験のある者 (2) 地元町会を代表する 者 (3) 市の職員	12人以内	2年